

仕 様 書

広島市立病院機構（以下「甲」という。）のクレジットカード利用取扱(VISA・Master)の導入における、クレジットカード会社（以下「乙」という。）への加盟店契約については、本仕様書に基づき実施するものとする。

1 契約期間 契約締結の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

2 履行期間 平成 29 年 6 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

- (1) 広島市立広島市民病院 (広島市中区基町 7 番 33 号)
- (2) 広島市立安佐市民病院 (広島市安佐北区可部南二丁目 1 番 1 号)
- (3) 広島市立舟入市民病院 (広島市中区舟入幸町 14 番 11 号)
- (4) 広島市立リハビリテーション病院 (広島市安佐南区伴南一丁目 39 番 1 号)

4 業務の概要

指定代理納付者として、病院における診療費等の支払について、クレジットカードを利用した決済システムを提供し、代理納付業務を行うこと。

5 業務の詳細

(1) 本業務の対象とする「診療費等」とは、次のとおりとする。

- 広島市民病院 入院・外来に係る診療費及び文書料等
(広島市民病院のみ、自動精算機によるカード決済あり)
- 安佐市民病院 入院に係る診療費及び文書料等
- 舟入市民病院 入院・外来に係る診療費及び文書料等
- リハビリテーション病院 入院・外来に係る診療費及び文書料等

(2) 乙は、甲において、診療費等の納入義務者が納入に際してクレジットカードを提示した場合に、当該費用を納入義務者に代わって甲に立替払するものであること。

(3) 乙は、「VISA・Master」のクレジットカードブランドが取扱可能であること。

(4) 提示されたクレジットカードブランド（「VISA・Master」に限る。）を当該カードを発行した会社にかかわらず、すべて取り扱うことができる加盟店管理会社（アクワイアラー）であること。

(5) 乙は、クレジットカードによるリボ払い、分割払い及び2回払いの場合においても、初回に利用金額から手数料を差し引いた金額の全額を振り込むこと。

(6) 乙は、各日ごとのクレジットカード利用金額（売上額）、同利用件数、手数料額がわかる明細を甲に対して交付すること。

6 端末機の設置及び仕様

(1) 乙は、窓口設置用端末機 7 台を甲に対し無償貸与すること。設置場所及び台数につい

ては別途指示する。

- (2) 乙が貸与する端末機には、暗証番号用ピンパッドを付属させるものとする。以下、「端末機」とは、暗証番号用ピンパッドを付属させたものをいう。
- (3) 端末機は、7台のうち4台は ISDN 回線が使用可能なもので、3台は LAN 回線が使用可能なものであること。
- (4) 乙は、下記に定めるものを除き、端末機に関する費用をすべて負担すること。
 - (ア) ISDN 回線・LAN 回線の敷設に係る費用
 - (イ) ISDN 回線・LAN 回線の使用に係る通信費用
 - (ウ) 端末機の使用に係る電気料金
- (5) 乙は、必要消耗品等の供給、端末機のトラブル等への対応について遅滞なく行い、甲の業務に支障がないようにすること。
- (6) 端末機の故障、破損等については、甲に故意又は重過失がある場合を除き、乙の負担により端末機の修理又は交換を行うこと。

7 利用広告

- (1) 乙は、甲の本契約に係る業務開始に当たり、カード利用者向けに案内する標識等を、乙の負担により適宜用意すること。
- (2) 乙は、甲においてクレジットカード利用取扱の導入をするに当たって、新聞等のマスコミに対して通知、広告掲載する場合は、事前に甲の承認を得ること。

8 端末操作の研修

乙は、甲の職員及び第7項に規定する第三者が端末機等取扱を習熟するまでの間、必要な研修及び指導等を行うこと。

9 個人情報保護

乙は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

10 その他

乙の定める加盟店規約は、本件仕様書とその内容を異にする事項につき効力を有しないこと。また、本仕様書、加盟店規約及び自動精算機に関する覚書・誓約書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定すること。